

提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

案 件 名：あきる野市生物多様性保全条例（案）について

募 集 期 間：平成29年4月1日（土）～平成29年4月21日（金）

意見等提出件数：2件（提出者1名）

あきる野市生物多様性保全条例（案）について、ご意見をいただき、ありがとうございました。

以下のとおり、ご意見の概要と市の考え方について、ご紹介させていただきます。

項 目	意見の概要	市の考え方
希少種が存在しない生態系の保全について	<p>本条例において、希少種は存在しないが、生物の貴重な生態系となっている場所があった場合、保全される余地はあるか。宅地開発等により街なかの自然環境を保全するための区域指定などは想定されているか。</p> <p>本条例案は希少種の保全のみを想定しているように思われるため、普通の自然がどのように取り扱われるかが気がかりである。</p>	<p>本条例（案）の取りまとめに当たりましては、公募で集まった市民の方や事業を営む方、専門的な知識をお持ちの方、各種団体の代表者の方などで組織する「あきる野市生きもの会議」で検討を行っています。</p> <p>生きもの会議においても、希少種が存在しない生態系の保護について議論がありましたが、本条例（案）は、罰則を伴う規制により生物多様性を保護するという仕組みであることから、保護の対象を明確にするための基準が必要であるとの結論に至っています。本条例（案）における保護対象の基準は、希少種の生息・生育の有無であるため、本条例（案）では、希少種が存在しない生態系を保護対象として規制等をかけることはできません。</p> <p>生物多様性の保全は、非常に幅広い取組が必要であり、「生物多様性あきる野戦略」の施策として取りまとめております。本条例（案）は、これらの施策の一つとして、絶滅が危惧される希少種の保護に重点的に取り組むものであり、生物多様性に関する様々な課題への対応は、同戦略に基づき、更に進めていきます。</p> <p>ご意見をいただいた希少種が存在しない生態系の保護につきましても、課題の一つとして、保存緑地の指定、環境保全基金の活用による公有地化など、必要に応じて様々な方法を適用してまいります。</p> <p>また、これらの場所が自発的に保全されるよう、市民や事業者の皆様の意識の醸成にも取り組んでいきたいと考えています。</p>
条例（案）に関する森林レンジャーあきる野の関わり方について	<p>森林レンジャーあきる野は、この条例（案）で全員が納得しているのか。</p>	<p>森林レンジャーあきる野の代表が生きもの会議委員として参画しておりますので、本条例（案）に森林レンジャーあきる野の意見は十分に反映できているものと認識しています。</p>